

## 入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

### 感染症緊急対策事業を実施します！

入間市では、新型コロナウイルス感染症の対策として右記3つの視点を柱に、国・県の施策と連携して市独自の対策事業を実施します。

各事業の詳細につきましては、2～3ページ、入間市公式ホームページをご確認ください。

- ①市民の生命と健康を守る
- ②市民の暮らしを守る
- ③まちの活気を守る

### ～特別定額給付金の支給～

今回の特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送による申請とマイナンバーカードを利用したオンライン申請の2種類とし、金融機関の口座への振り込みによる受け取りとなります。

- 対象者 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている方
- 給付額 1人あたり10万円
- 受取方法 指定の金融機関の口座へ振込

#### マイナンバーカードによる オンライン申請

#### 受給申請受付開始 5月1日～

世帯主がマイナンバーカードを所有している場合のみ申請できます。

世帯主が「ぴったりサービス」から振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、申請完了となります。

#### 支給開始 5月14日より順次

#### 郵送による申請

#### 受給申請書を郵送 5月22日～

申請書を受け取ったら、必要事項を記入し、本人確認書類（免許証、健康保険証等）と口座確認書類（通帳、キャッシュカード）のコピーを添付し返送してください。

#### 支給開始

#### 申請書受付から2～3週間後

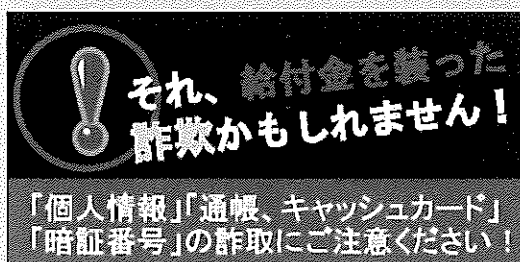
#### 【定額給付金に関する問い合わせ】

総務省特別定額給付金コールセンター  
☎ 0120-260-020  
(午前9時～午後6時30分)

#### 5月18日以降

入間市特別定額給付金事務センター  
☎ 0120-665-122  
(平日午前9時～午後5時)

### 詐欺にご注意ください！



- ・市や総務省が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることはありません。
- ・市や総務省が「定額給付金」の給付のために、手数料の振込を求めることはありません。

# 入間市新型コロナウイルス感染症緊急対策

入間市では、「入間市新型コロナウイルス感染症緊急対策」を策定し、以下の事業を実施することを決定いたしました。これらの事業を着実に実施していくことにより、市民の生命と暮らしと、まちの活力を守っていきます。

市民の生命と健康を守る

## 医療機関等防護具等提供事業 【健康管理課】

医療機関、施設等で不足が生じている防護具等を提供し、感染の拡大防止を図ります。

## 介護施設マスク・消毒液提供事業 【介護保険課】

介護施設で不足しているマスク、消毒液を提供し、感染の拡大防止を図ります。

## 感染拡大防止用次亜塩素酸水配給事業 【健康管理課】

次亜塩素酸水生成器を導入し、市民が消毒等に利用できるよう、次亜塩素酸水を配給します。

## 妊婦へのマスク配布事業 【地域保健課】

市内事業者、友好都市奉化区から寄贈されたマスクを妊婦に配付し、感染拡大防止を図ります。

## 市公式ホームページ等での情報発信事業 【地域保健課】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を市民に提供します。

## 緊急かわら版発行事業 【危機管理課】

緊急でお知らせする情報をまとめた「広報いるま号外」を全戸配布し、市民に情報提供します。

## 児童・生徒感染症拡大防止事業（サーモメーター購入） 【学校教育課】

学校の昇降口等で検温するサーモメーターを購入し、児童・生徒の感染拡大を防ぎ、健康管理を図ります。

## 児童・生徒感染症拡大防止事業（マスク作成） 【学校給食課】

市職員でマスクを作成し、児童・生徒の感染拡大を防ぎ、健康管理を図ります。

## こころと生活支援の包括的相談事業 【地域保健課】

生きるための支援、生活支援のための包括的相談等を実施し、市民のこころの健康を守ります。

## こころの健康情報発信事業 【地域保健課】

専門医によるこころの健康相談等を実施し、市民の心身の健康を守ります。

## 感染症対策にかかる総合支援体制の整備+ 【危機管理課】

市役所に感染症全般に関する問い合わせ窓口を設置し、市民のみなさんの不安解消を図っています。

## テレワーク、リモートワーク等環境の整備 【情報政策課・市民課・人事課】

手続きの電子申請を推進するとともに、職員の交代制による在宅勤務を実施し、感染拡大を防ぎます。

## 市庁舎内の感染防止対策 【各課】

消毒液の設置、カウンターへのビニールシートの設置、カウンターの定期消毒を実施し、感染拡大を防ぎます。

## 市主催イベント、市内小中学校及び公共施設の休止等 【各課】

市主催イベントを中止または延期し、また、一部を除き市内公共施設等の休止を継続し、感染拡大を防ぎます。

## 特別定額給付金・子育て世帯臨時給付金 【企画課・こども支援課】

国の補助を受け、特別定額給付金、子育て世帯臨時給付金を給付し、市民の暮らしを守ります。

## 水道基本料金減額事業 【上下水道経営課】

すべての給水契約者を対象に、2か月間基本料金を半額に減額し、市民の暮らし、事業者の経営を支援します。

市民の暮らしを守る

市民の暮らしを守る

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>住居確保給付金追加支給事業</b>                                 | <b>【生活支援課】</b>  |
| 住居確保給付金受給者に対し、10,000円（1人1回限り）を支給し、失業者等の住宅確保を支援します。   |                 |
| <b>ひとり親家庭等子ども応援事業</b>                                | <b>【こども支援課】</b> |
| 児童扶養手当受給世帯に対し、対象児童1人当たり30,000円を5月中に支給し、ひとり親等を応援します。  |                 |
| <b>学童保育室食事提供事業</b>                                   | <b>【青少年課】</b>   |
| 学童保育室で預かっている児童に対し、昼食を配付し、働く方を応援します。                  |                 |
| <b>保育施設等給食費利用者負担軽減事業</b>                             | <b>【保育幼稚園課】</b> |
| 市の要請に基づき登園を自粛している児童に対して給食費の補助を行い、利用者の負担を軽減します。       |                 |
| <b>私立幼稚園通園バス代利用者負担軽減事業</b>                           | <b>【保育幼稚園課】</b> |
| 感染拡大に伴い休園した私立幼稚園の児童に対し通園バス代の補助を行い、利用者の負担を軽減します。      |                 |
| <b>児童虐待未然防止の強化</b>                                   | <b>【こども支援課】</b> |
| 要保護児童等の所在確認の強化、生活困窮家庭等への食品配付等を実施し、児童虐待を防ぎます。         |                 |
| <b>児童・生徒食費支援事業</b>                                   | <b>【学校教育課】</b>  |
| 学校休業で在宅となる準要保護家庭の児童生徒に対し、4月、5月の2か月分の食費を補助し、暮らしを助けます。 |                 |
| <b>啓発パトロール等の実施</b>                                   | <b>【交通防犯課】</b>  |
| 人が集まる公園や河川敷周辺などを中心にパトロールを実施し、外出自粛等の協力について呼びかけます。     |                 |
| <b>児童・生徒・保護者への相談体制の充実</b>                            | <b>【学校教育課】</b>  |
| 児童・生徒の状況確認、個別対応の実施、電話等を通じた相談体制の充実により、保護者を支えます。       |                 |
| <b>内定取り消し者等支援緊急雇用事業</b>                              | <b>【人事課】</b>    |
| 感染症拡大の影響で採用の内定を取り消された新卒者等を職員として雇用し、働く場を提供します。        |                 |
| <b>その他の支援</b>  | <b>【各課】</b>     |
| 収入が大幅に減少した場合等の市税徴収猶予、小学校低学年等の児童生徒の受け入れ等を実施します。       |                 |

まちの活気を守る

|  |                |
|--|----------------|
| <b>小規模事業者等追加支援事業</b>                               | <b>【商工観光課】</b> |
| 小規模事業者が、前年度比で売上が20%以上減少している場合に一律10万円を支給し、経営を支援します。 |                |
| <b>事業者緊急特別融資事業</b>                                 | <b>【商工観光課】</b> |
| 金融機関が融資する融資総額9,000万円の信用保証料及び利子を補助し、経営を支援します。       |                |
| <b>飲食事業者宅配・テイクアウト等支援事業</b>                         | <b>【商工観光課】</b> |
| 新たに宅配等を始める際の経費補助等により、飲食事業者を支援し、市民の外出場所の維持を図ります。    |                |
| <b>信用保証制利用支援事業</b>                                 | <b>【商工観光課】</b> |
| 経営安定関連保証の特定中小企業者等を認定し、セーフティネット保証等融資制度の利用を支援します。    |                |

詳しくは担当課にお問い合わせください。

入間市役所 電話 04-2964-1111 (代表)

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>



# 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援・相談窓口

※5月11日現在の情報です。

| 種類     | 名称                        | 概要  | 対象        | 連絡先  |
|--------|---------------------------|---|-----------|--|
| 貸付     | 緊急小口資金                    | 主に休業者への貸付金<br>上限:10万円(特例の場合20万円)                      | 主に休業者     | 入間市社会福祉協議会<br>☎ 04-2963-1014   |
|        | 総合支援資金<br>(生活支援費)         | 主に失業者への貸付金<br>上限:月15万円(単身者)<br>月20万円(複数世帯)            | 主に失業者     |  |
| 税金の納付等 | 国税等の納税猶予                  | 納付が困難な場合、国税・県税・市税(国民健康保険税、介護保険料を含む)の納付を猶予             | 納税義務者     | 国税局猶予相談センター<br>☎ 048-615-3007<br>飯能県税事務所<br>☎ 042-973-5613<br>収税課<br>(内線2125~2129) |
|        | 介護保険料の徴収猶予・減免             | 収入減少等により介護保険料の納付が困難な場合、保険料の減免                         | 被保険者      | 介護保険課<br>(内線1344)  |
|        | 国民健康保険税の減免                | 収入減少等により国民健康保険税の納付が困難な場合、保険税の減免                       |           | 国保医療課<br>(内線1251)  |
|        | 後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免        | 収入減少等により後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、保険料を猶予や減免                 |           | 国保医療課<br>(内線1256)  |
|        | 国民年金保険料の免除                | 収入減少・失業等で納付が困難な場合、納付の免除(猶予)申請が可能(学生納付特例も申請可)          | 国民年金加入者   | 市民課<br>(内線1295)  |
|        | 水道料金、下水道使用料のお支払の相談        | 一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な場合の相談窓口                        | 該当する水道使用者 | 入間市水道お客様センター<br>☎ 04-2960-1301   |
|        | 公共料金の支払い猶予                | 通信料金・電気料金・ガスの使用料金の支払いが困難な場合、納付を猶予                     | 個人        | 各社にお問い合わせください  |
|        | 所得税の確定申告                  | 所得税の確定申告を4月17日以降も受付(事前予約制)                            |           | 所沢税務署<br>☎ 04-2993-9111  |
| 相談     | 感染症予防に関することや、心配な症状が出た時の対応 | 受付時間:24時間対応<br>聴覚に障害がある方をはじめ、電話での相談が難しい方はFAXをご利用ください。 | 個人        | 県民サポートセンター<br>☎ 0570-783-770<br>FAX048-830-4808                                    |
|        | 感染症に関連する「特別労働相談窓口」        | 労働者や事業主からの休業、雇用調整助成金、解雇、退職、特別休暇制度等の相談窓口               | 労働者事業主    | 埼玉県労働局相談窓口<br>☎ 048-600-6262   |
|        | 布製マスクの電話相談窓口              | 布製マスクの全戸配布に関する電話相談(厚生労働省)                             | 全世帯       | 電話相談窓口<br>☎0120-551-299  |



※詳しくは市公式ホームページをご覧ください

発行 入間市 編集 危機管理課 新型コロナウイルス感染症対策担当  
〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 入間市役所 ☎2964-1111(代表)